

2019年度 中士幌学童保育所入所申請書

申請日 年 月 日

士幌町長 様

申請者(保護者) 氏 名 印

次のとおり申請します。

対象児童	ふりがな				生年月日	性別
	児童氏名				平成 年 月 日 歳 / 新 学年	男・女
	児童住所	(〒 -)			駐在区	
保護者	ふりがな				生年月日	入所児童との続柄
	保護者氏名				S・H 年 月 日	
	自宅電話番号	(-)	職業・勤務先			
	緊急時電話番号	(- -)	勤務先電話番号		(-)	
保護者	ふりがな				生年月日	入所児童との続柄
	保護者氏名				S・H 年 月 日	
	自宅電話番号	(-)	職業・勤務先			
	緊急時電話番号	(- -)	勤務先電話番号		(-)	
上記以外の世帯員	(ふりがな) 氏名	性別	生年月日	続柄	職業・勤務先・学校名	
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
保護者以外の緊急連絡先	ふりがな				生年月日	入所児童との続柄
	氏名				S・H 年 月 日	
	住所					
	緊急時電話番号	(- -)	自宅電話番号		(-)	

【 記入上の注意 】

- 「上記以外の世帯員」の欄は、入所児童と同居している家族全員について、記入してください。
- 「緊急時電話番号」の欄は、いつでも必ず連絡の取れる番号を記入してください。
- 本申込書は入所希望者1人につき1枚ずつ記入してください。
- 勤務証明書は、勤務されている世帯員全員分を併せて提出してください。

入所を希望する理由	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11		
	※別紙参照 (○で囲んでください) 複数選択可		
入所希望期間	通年 ・ 夏季 ・ 一時的利用 (○で囲んでください) 【平均週利用日数】 週 日利用予定 (月・火・水・木・金・土)		
入所開始希望日	年	月	日から入所開始希望
夏季入所の場合3月の入所を希望	する	・	しない (○で囲んでください)
第1・第3土曜日希望保育の有無	有	・	無 (○で囲んでください)
学校登校日の利用希望時間	下校時	～	: まで
学校休業日の利用希望時間	:	～	: まで
退館について	退館方法	徒歩 ・ 車	
	道のり/所要時間	約	m/約 分
	自転車利用	する	・ しない
	スクールバスの利用	する	・ しない
		路線名 ()	

- 農業で通年作業がないご家庭は、夏季(4月～11月)の通所になります。ただし、冬季に保護者の方全員が別の仕事をされる場合は、勤務証明書を提出いただき通年で入所できます。農作業等で3月から仕事が始まる等の理由がなければ、3月の入所は認められません。

児童調査票

健康保険	名称	記号	番号	血液型	
アレルギー	無・有 ※有とお答えの方は下に詳しい内容を記載ください。 ()				
平熱	℃	ハチに刺されたことがある	無・有		
		脱ぎゅうをしたことがある	無・有 箇所 ()		
今までかかった病気	はしか ・ おたふく ・ 水ぼうそう ・ 風疹 その他 ()				
治療中の病気					
その他心配な体質など					
かかりつけの病院	病院 (医院)	担当医師			
習い事について	していない (予定無し) ・ している (またはする予定) ※しているとお答えの方は以下も記載ください				
	習い事名	曜日	時間		
			:	～	: まで
			:	～	: まで
遊びについて	どんな遊びが好きですか?				
	友人関係				
児童の性格について	良いところ				
	直したいところ				
タッチメール用アドレス	続柄				
	続柄				
※別紙を参照ください。					

別紙

【 入所を希望する理由 】

1	1月において、48時間以上労働することを常態とするとき。
2	妊娠中であるか又は出産後間がないとき。
3	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有しているとき。
4	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護しているとき。
5	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっているとき。
6	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っているとき。
7	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学しているとき。
8	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けているとき。
9	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められるとき。
10	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により児童の保育を行うことが困難であると認められるとき（前号に該当する場合を除く）。
11	育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る児童以外の児童が学童保育所を利用しており、当該育児休業の間に当該学童保育所を引き続き利用することが必要であると認められるとき。

基準の詳細は裏面を参照ください。

【タッチメール】

- ・記入いただいたメールアドレスに入退館情報が送信されます。
- ・waiwai-jstation@ymail.plala.or.jp からメールが届きますので、事前にアドレスの登録、迷惑メール再設定をお願いします。（登録、再設定をしない場合、迷惑メールとして処理される可能性がありますので、お気を付けください。）

土幌町学童保育所の入所基準詳細について

入所基準		提出書類 (コピーをとらせてもらう場合もあります)
1	1ヶ月において、48時間以上労働することを常態とするとき。	勤務証明書
2	妊娠中であるか又は出産後間がないこと。 →出産予定日を基準として原則、産前産後8週間	母子手帳など(出産予定日が確認できる部分)
3	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい を有していること。 →療養を必要としなくなるまで	診断書・特定疾患などの受給者証・身体障害者手帳など
4	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。 →介護を必要としなくなるまで	親族の要介護度などのわかるもの
5	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっているとき	被災証明書など
6	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。→90日間	ハローワークの登録証など
7	学校等教育施設に在学しているとき。	学生証など
8	公共職業能力開発施設において行う職業訓練等を受けているとき	学生証など
9	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められるとき	
10	配偶者からの暴力により児童の保育を行うことが困難であると認められるとき	
11	育児休業中、児童が学童保育所を引き続き利用することが必要であると認められるとき	育児休業中であることを証明できるもの

入所決定期間の参考例

例① 求職活動中の要件で申込書を提出→90日間

4月1日入所の場合 → 6月30日まで(90日間)

6月末までに勤務証明書を提出してください。期限を過ぎた場合原則退所となります。

例② 妊娠・出産の要件で申込書を提出

→原則産前産後8週間(産後については8週間を経過する日の翌日の属する月の末日を原則期限としますが、当該末日までに再度申請・面談により母子の状況に応じ最長4ヶ月まで延長可能とします。合計で約6ヶ月)

○出産予定日が6月21日の場合は、8週が経過する8月16日の月末まで

→8月末日まで

○期間を最長4ヶ月延長する場合、→12月末まで

※期限を過ぎた場合原則退所となります。